

別表十二（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項（一般廃棄物処理施設の許可）若しくは第15条第1項（産業廃棄物処理施設）の許可（以下「処理施設の設置の許可」といいます。）を受けたものが措置法第56条（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で処理施設の設置の許可を受けたものが同法第68条の46（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「積立限度額4」は、当期が平成28年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度である場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5第1項（維持管理積立金）（同法第15条の2の4（準用）において準用する場合を含みます。）に規定する通知する額を超えない額を記載します。
- 3 「期首特定災害防止準備金の金額6」には、当期首現在の税務計算上の特定災害防止準備金の金額を記載します。